様式第5号（第5条関係）

第　　　号

年　月　日

　　　　　　　　　　　様

丸亀市長　　　　 印

命令に係る事前の通知書

あなたが所有者等である下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、　年　月　日付け　第　　号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第22条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、丸亀市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

１．対象となる特定空家等

２．命じようとする措置の内容

３．命ずるに至った事由

４．意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

５．意見書の提出期限

・ 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。